「天王洲地区デザイン会議」について

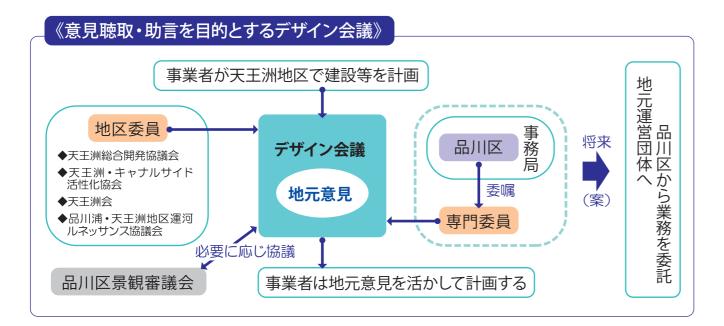
天王洲地区での、新たな景観まちづくりルールを運用していくに あたって、地元が積極的に参加していく仕組みとして、「専門委員 (学識経験者)」と、「地区委員(地元のまちづくり団体から選 出)」からなる「天王洲地区デザイン会議」を設置しました。

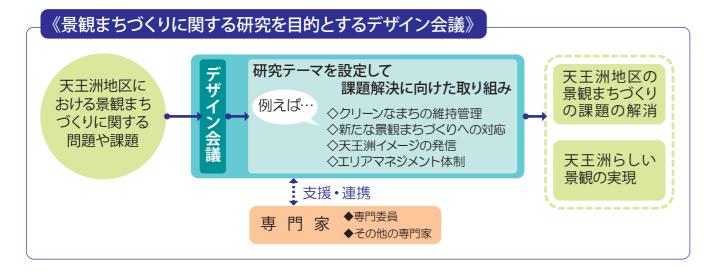


天王洲地区デザイン会議の役割

天王洲地区デザイン会議は、次の2つの役割を担います。

- ①「景観条例に基づく届出」や「屋外広告物条例に基づく申請」についての意見聴取・助言
- ② 天王洲地区における景観まちづくりに関する研究





このニュースに関するお問合せは…

天王洲地区デザイン会議事務局

〒140-8715 東京都品川区広町2-1-36 品川区 都市環境部 都市計画課 景観担当 電 話: 03-5742-6534 ファクシミリ: 03-5742-6889 mail:toshikei-keikan@city.shinagawa.tokyo.jp

天王洲地区景観まちづくり研究会は、本ニュースをもって解散となります。

大王州地区景観まちづくり研究会 Vol. 08 2020年1月発行 休刊号

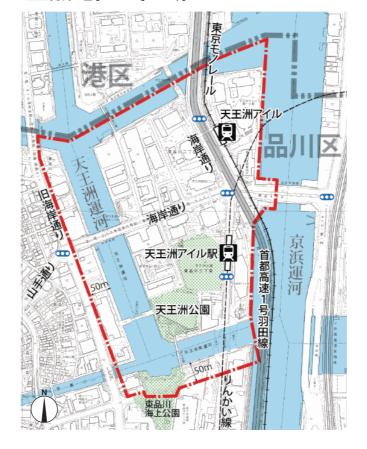
天王洲地区が品川区景観計画の 重点地区に指定されました!

2018年8月から天王洲地区景観まちづくり研究会では、 このまち独自の景観まちづくりルールによる良好な街並み形成について検討を進めてきました。品川区はこの検討を踏まえて、天王洲地区を品川区景観計画の重点地区に指定し、 2019年10月1日より運用を開始しました。

今後、天王洲地区では新たな景観まちづくりルールが適用 されることになります。 天王洲地区の新たな景観まちづくりルールの詳細は、品川区ホームページの「天王洲地区景観まちづくりルール (アイデアブック)」でご覧いただけます。



重点地区の区域



重点地区の指定までの主な経緯

天王洲地区景観まちづくり研究会での検討 2018年(平成30)8月【第1回】~ 2019年(平成31)3月【第6回】

品川区による重点地区指定(案)の作成

重点地区指定(案)の説明会:品川区主催 2019年(令和1)5月30日

重点地区指定に関するパブリックコメントの実施 2019年(令和1)6月11日~ 2019年(令和1)7月10日

品川区都市計画審議会への意見聴取 2019年(令和1)8月23日

品川区景観審議会への意見聴取 2019年(令和1)9月9日

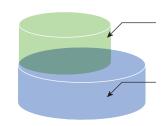
天王洲地区を重点地区に指定 2019年(令和1)10月1日 運用開始

「天王洲地区景観まちづくりルール」のポイント

天王洲地区景観まちづくりルールの詳細は、品川区ホームページから 「天王洲地区景観まちづくりルール (アイデアブック)」で検索してください。

ポイント

天王洲地区の景観まちづくりルールは、現在定められている「水辺景観 形成特別地区」の景観ルールに加えて、天王洲地区独自の景観ルールを **上乗せして**定めます。



天王洲地区独自の 景観ルール

水辺景観形成特別地区の景観ルール

水辺景観形成特別地区 として定めている景観 ルールに上乗せする形で 天王洲地区の独自の景 観ルールを定める。



これまでのまちづくりの経緯を踏まえて、

アイル

まち全体がミュージアムのような天王洲ISLE

を、景観形成の目標とします。







ポイント

水辺景観形成特別地区としての水辺の魅力づくりに関する方針に加えて 天王洲地区独自の景観形成の方針として、以下の2つの柱を定めます。

≪天王洲地区独自の景観形成の方針…2つの柱≫

- ① 個性と品格のあるデザインで構成される都市空間の形成
- ・計画的に形成されてきた天王洲地区の街並みに調和した景観を形成するように、建物だけでなく、施設配置、外構舗装、植栽、ファニチャー、案内、サイン、照明など、街並みを構成する要素のデザインを工夫する。

② アートの映える街並みの形成

- •天王洲らしさを発信する「アートの映える街並み」の形成に努め、賑わいが あり回遊性が高い魅力ある街並みを形成する。
- •屋外のオープンスペースと屋内の展示空間が連携して多様な表現を創出する ことで、常に新しい天王洲イメージを発信し、魅力と活気のある街並みを形成する
- 夜間照明の演出により、対岸や屋形船等から見たボードウォーク沿いの水辺 景観の形成や、個性的な広場や通りの夜間の街並み形成を図り、ふれあい 橋・アイル橋・水門など運河と一体的に効果的なライトアップを行い、「光に 包まれた島」としての魅力化を推進する。

ポイント4

天王洲地区独自の景観形成の方針を受けて、景観形成基準を定めます。 ※現在定められている「水辺景観形成特別地区」の景観形成基準に追加する

①個性と品格のあるデザインで構成される都市空間の形成

駐車場の配置の工夫

駐車場は、運河、街路、公園等のパブリック空間に直接面する配置 を極力避けるか、植栽や街前みに調和する工作物で修景を行う。

ファサード表現の工夫

メインとなる通りに面するファサードは、天王洲らしさの表現を工夫したデザインや空間構成に努める。

低層部での開放的で賑わいのある空間の形成

建物の低層部では、人々が憩える空間の配置や季節感を演出する緑の配置などにより、開放的で賑わいのある空間の形成に努める。

街並みに調和した 品格のある外構等 敷地内の舗装は歩道との連続性に配慮しつつ、安全で美しい歩行者空間を形成するように舗装材やデザインの工夫に努める。

案内板、サイン、 広告物の配慮

案内板、サイン、広告物は、「天王洲地区サイン・広告物ルール」を 踏まえて設置する。 ※1

② アートの映える街並みの形成

水辺の魅力発信の 拠点づくり 運河ルネサンス推進地区の一翼を担う地区として、水辺に親しむ各種催し物では、ボードウォークや広場等を活用してまちの魅力と賑わい空間を演出する景観形成に努める。

天王洲らしい アート表現 屋外アート作品は、天王洲地区の街並みとの調和に配慮して設置し、適切な維持管理を行う。

イベントでの 景観的配慮 (映像や光の 海出の工夫) イベントでの屋外アート作品は、安全性を確保し、「天王洲地区屋外アート判断要件」を踏まえて設置する。 ※2

プロジェクションマッピング、ライトアップなどの映像や光の演出にあたっては、生活環境への配慮や交通の安全性確保のために、音量や光源の点滅を控え、天王洲らしさの表現を工夫する。

夜間照明による 景観形成 夜間照明は、「場の特性」を活かす演出を工夫し、船上や対岸から の見え方に配慮する。

工事中の景観的配慮

工事中の仮囲い、安全柵、看板等は、街並みとの調和や歩行者への 圧迫感に配慮して、形状、色彩、デザインを工夫する。

※1、※2は別途に詳細ルールを定めます







ポイント

ご注意ください!

工作物については、これまでと同様に水辺景観 形成特別地区の基準が適用されます。

•高さ15m以上の鉄塔、鉄柱等や、高さ15m 以上又は築造面積2,000㎡以上の製造施 設、貯蔵施設等が届出対象

※開発行為についても、これまでと同様です。



ワンポイント Q&A

- Q:延べ面積10m以下の小規模な増築を行う場合も、届出が必要か?
- A:原則として届出が必要な行為に該当します。景観担当窓口で相談してく ださい。
- Q: 今の建物の外壁の一部を塗り替える場合は、届出が必要か?
- A:同じ色での塗り替えでも、色あせなどが進んだ現状の色とは異なることから、原則として、届出が必要な行為に該当します。景観担当窓口で相談してください。
- Q: 今の建築物の壁面を改装する場合は、届出が必要か?
- A:外壁を変更することとなり、原則として、届出が必要な行為に該当します。景観担当窓口で相談してください。
- Q:ビルの中のテナント部分の改装については、届出が必要か?
- A: 道路やスカイウォークに面する場合は、外壁を変更することとなる修繕、若しくは模様替となることから、届出が必要な行為に該当します。 景観担当窓口で相談してください。
- Q:現在建っている建物は、新しい景観まちづくりルールにあわせる必要があるのか?
- A: 今の建物を建て替え、改築、外壁の塗り替えなどを行う時に、新しい景観まちづくりルールに適合する必要があります。
- Q:店の看板を新しく付け替える場合は、どのような手続きになるのか?
- A:原則として、東京都屋外広告物条例で定める基準に適合する必要があります。さらに、天王洲地区独自のルールにも適合する必要があります。 屋外広告物担当窓口(土木管理課占用係)で相談してください。
- Q:現状で付けてある看板も、今回の独自ルールにあわせて直す必要があるのか?
- A:屋外広告物に関する天王洲地区の独自ルールは、新しく設置する場合に 適用されます。今の看板が古くなって、架け替える場合には、今回の独自 ルールにあわせてください。